国分寺市長 殿

申請者は建物の所有者(区分所有建物の場合は、専有部分の所有者又は管理組合)しかなれません。

また、申請者と口座名義人は 同一名義としてください。

自署以外の場合は押印が必要です(個人以外の申請は必ず押印してください。)。

申請書等に使う印鑑は朱肉を使用する印鑑を使用してください。※認印可、スタンプ式不可また、訂正印による訂正をした場合も必ず押印してください。※訂正印と同一印

申請者 住 所 国分寺市泉町〇-〇-〇

フリガナ コクブンジ タ ロ ウ

氏 名 国分寺 太郎

電話番号 042-×××-××

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)

※法人の場合は、必ず押印してください。 法人以外でも、本人が手書き(署名)しない場合 は、記名押印してください。

国分寺市脱炭素社会の実現に向けた再エネ・省エネ機器等設置助成金交付申請書兼請求書

国分寺市脱炭	炭素社会の実現に向けた再エネ・省エネ機器等設置助成金交付規則( <b>以下「規則」という</b> 。	) 第5条
第1項の規定により、下記のとおり助成金の交付を申 区分所有建物の場合は、設置箇所について る交付決定		
を受けた場合は、交付決定日を請求日とし、交付決定 該当するものに / をつけてください。		
助成対象機器等を設置した建物の住所又は   んでくだ		
所在地を記入してください。 記 申請する助成対象機器に <b>√</b> をつけてください。		
	<b>本陽光の場合は、公称最大出た</b> 国分寺市 <mark>泉町○-○-○</mark> を記入してください。	対の合計
設 置 場 所	(2007/0/1/2007)	
	(区分所有建物の場合の設置箇所 ☑ 有部分 ☑ 共用部分 □ 一部 → 5	<i>i</i> )
	☑太陽光発電機器 公称最大出力数合計(小数点以下第2位を四捨五入) <u>3.4</u> □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	kW
申請額兼	□燃料電池コージェネレーション機器 □蓄電池システム ☑ 高断熱窓 □ 助成対象機器が複数ある場合は、合計金額を記	コストアイ
請求額	申請額兼請求額 182,000 円 ださい。※太陽光・断熱窓は金額を算出して	
口座振替	銀行 本店 種目 1 普通預金 2 当座預金	1/20016
依 頼 欄	信用金庫 活用組合 <mark>西国分寺 支店</mark>	
	農協	6 7
	金融機関コード 店舗コード	5 (
_	1   2   3   4   5   6   7         申請者と口座名義人は同一名	
	口座名義人	
	大 名 <b>国分守 人</b> 郎 — —————————————————————————————————	
以下の事項について、確認の上♥を付してくださ □ 【規則第4条第1項第1号に該当9 ② 14 7 区分所有建物以外の既存建物へ助成対象機器を設置した方		
り由語する助成対象機器等について、この担		
☑ 【規則第4条第1項第2号に該当する者】		
有部分に使用する目的で、本申請により申請 <del>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</del>		
また、規則第4条第2項に規定する内容につ 区分所有建物に設置し、管理組合が申請する場合  □ 【規則第4条第1項第3号又は第4号に該当する音子ョー  □ 「規則第4条第1項第3号又は第4号に該当する音子ョー  □ 「規則第4条第1項第3号又は第4号に該当する方面では100円では100		
□ 【規則第4条第1項第3号又は第4号に <u>該当する音子ョョ 中枢 日は、甲請日と同一年度内に、本甲請により甲請する助成対象</u> 機器等について、この規則による助成金の交 助成対象機器が設置された建物を建築・購入した場合		
した。		
□ 【規則第4条第1項第5号に該当 <del>すてまるおりは、日本の第一部等しては、日本の第一部等は、世界の第一部等は、世界の第一部等は、世界の第一部等は、日本のの第一部等は、日本のの第一部等は、日本のの第一部等は、日本の第一部等は、日本の第一部等は、日本ののの第一部等は、日本ののの第一部等は、日本ののの第一部等は、日本ののののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本ののでは、日本のでは、</del>		
部分に関し、本全申請者 よる は は は は は は は は は は は は は は は は は は		
<b>▼</b> 【主(の中	明白】中胡音来胡水音(1)100000000000000000000000000000000000	- 1100 10 - 0

この規則による助成を受けている場合は助成対象外とする。